

原子力委員会の見直しについて

平成25年8月
資源エネルギー庁

これまでの原子力委員会の役割

主な業務内容	主な活動の成果
1. 原子力利用に関する政策	
(1) 原子力政策大綱の策定	－原子力政策大綱(2005年)
(2) 平和利用の推進	－電気事業者等のプルトニウム利用計画の確認 等
(3) 核燃料サイクル政策・バックエンド政策	－「核燃料サイクル政策の選択肢について」(2012年) －「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について(見解)」(2012年)
(4) 国民との対話、透明性の確保・信頼醸成	－「国民の信頼醸成に向けた取組について(見解)」(2012年)
(5) 国際協力	－国際専門部会中間とりまとめ(2009年)
(6) 人材育成・研究開発	－「原子力人材の確保・育成に関する取組の推進について(見解)」(2012年) －「今後の原子力研究開発の在り方について(見解)」(2012年)
(7) 事故対応	－「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期にわたる取組の推進について(見解)」(2012年)
2. 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整	
3. 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積もり及び配分計画	－「原子力関係経費の見積りに関する基本方針」「原子力関係経費の見積り」(毎年) －「原子力研究、開発及び利用に関する計画」(毎年)
4. 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査	－「原子力白書の作成」(毎年)
5. 法令に基づく意見・諮問等	－特定放射性廃棄物の最終処分に係る法律に基づく意見照会

経済産業省に関する原子力政策における 原子力委員会の位置付け(1)

1. 原子力利用に関する政策

(1) 原子力政策大綱の策定

- －原子力政策大綱を「基本方針として尊重」。
- －エネルギー基本計画(閣議決定)を策定。

(2) 平和利用の推進

- －原子力委員会の決定に基づき、事業者がプルトニウムの管理状況、利用計画を公表。

(3) 核燃料サイクル政策・バックエンド政策

- －原子力政策大綱を「基本方針として尊重」。
- －エネルギー基本計画(閣議決定)や放射性廃棄物の最終処分に係る基本方針・最終処分計画(閣議決定)を策定。

(4) 国民との対話、透明性の確保・信頼醸成

- －原子力委員会の「見解」に留意し、各省庁が実施。
- －放射線に関する理解促進、風評被害の防止のための取組等。

(5) 国際協力

- －原子力発電分野の二国間や多国間の原子力協力等の取組を実施。
- －原子力委員会は、各省の方針を客観的・中立的立場からとりまとめ。

経済産業省に関する原子力政策における 原子力委員会の位置付け(2)

(6) 人材育成・研究開発

- －原子力委員会の「見解」に留意し、各省庁が実施。
- －安全対策高度化や核燃料サイクル等に係る研究開発や人材育成。

(7) 事故対応

- －原子力委員会の「見解」に留意し、東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議において、廃炉に向けた取組を推進。

2. 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整

- －各省の方針を客観的・中立的立場からとりまとめ。

3. 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積もり及び配分計画

- －原子力委員会の「計画」を踏まえ、各省庁が実施。
- －安全対策高度化や核燃料サイクル等に係る研究開発や人材育成。

4. 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査

- －「原子力白書」の策定過程で各省に事前協議。

5. 法令に基づく意見・諮問等

- －特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成12年法律第117号)に基づく、原子力委員会への意見聴取規定あり。

原子力委員会又は後継組織に期待される機能

- (1) 原子力利用が平和的なものに限定されていることを確認し、我が国の原子力政策の全体像と併せて、技術的・科学的な視点から、国内外に発信する機能。
- (2) 技術的・科学的な専門性をもって、放射性廃棄物の最終処分のある方等、超長期的かつ省庁横断的に議論することが必要な政策について、省庁の要請に応じて、その方向性を検討・助言する機能。

(参考)原子力委員会設置法 抜粋

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項(安全の確保のうちその実施に関するものを除く)について企画し、審議し、及び決定する。

- 一 原子力利用に関する政策に関すること。
- 二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること。
- 三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること。
- 四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。
- 五 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること。
- 六 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練(大学における教授及び研究に係るものを除く。)に関すること。
- 七 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項に関すること。

(参考)エネルギー基本計画について

○エネルギー政策基本法に基づくエネルギー基本計画は、エネルギー需給に関して 総合的に講ずべき施策等を内容とするものであり、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業大臣が案を策定し、閣議で決定する必要がある。

エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)(抄)

(エネルギー基本計画)

第十二条 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画(以下「エネルギー基本計画」という。)を定めなければならない。

2 エネルギー基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針

二 エネルギーの需給に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及びその施策

四 前三号に掲げるもののほか、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、エネルギー基本計画を、速やかに、国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 政府は、エネルギーをめぐる情勢の変化を勘案し、及びエネルギーに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

略

(参考) 現行のエネルギー基本計画の概要(2010年6月閣議決定)

○2010年6月に新たな「エネルギー基本計画」を策定。地球温暖化問題への関心の高まりを踏まえ、原子力の更なる新增設を含む政策総動員により、2030年までにエネルギー自給率の大幅な向上(約18%→約4割)とエネルギー起源CO2の30%削減を目指している。

2030年に向けた目標

- エネルギー自給率**及び**化石燃料の自主開発比率**を**倍増** (※この結果、自主エネルギー比率は38%→70%程度まで向上)
- ゼロ・エミッション電源比率**を34%→**約70%**に引き上げ
- 「暮らし」(家庭部門)のCO2を半減**
- 産業部門**において、**世界最高のエネルギー利用効率**の維持・強化
- エネルギー製品等の国際市場**で我が国企業群が**トップクラスのシェア獲得**

目標実現のための取組

資源確保・安定供給強化への総合的取組

- 官民一体となった資源国との戦略的関係の深化
 - 戦略レアメタルの自給率50%以上
- 等

自立的かつ環境調和的なエネルギー供給構造の実現

- 再生可能エネルギー固定価格買取制度の拡充、規制緩和
 - 原子力発電の推進**
 新增設: 2020年+9基、2030年+14基以上
 設備稼働率: 2020年85%、2030年90%
 - 石炭火力発電の高効率化
- 等

革新的なエネルギー技術の開発・普及拡大

低炭素型成長を可能とするエネルギー需要構造の実現

- 世界最高水準の省エネ水準の維持・強化(産業部門)
 - 新築住宅・建築物を2030年までにネット・ゼロ・エネルギー化
 - LED等の高効率照明を、2020年までに販売の100%シェア、2030年までに普及の100%シェア
 - 新車販売に占める次世代車の割合を2020年最大50%、2030年最大70%
- 等

新たなエネルギー社会の実現

- スマートグリッドやスマートコミュニティーの国内外での実証
- 等

エネルギー・環境分野における国際展開の推進